

いすみ市新入学児童軽量ランドセル配布事業

公募型プロポーザル実施要領

令和6年6月

いすみ市

— 目次 —

第1	事業内容に関する事項	1
1.	事業名称	1
2.	事業目的	1
3.	事業内容、発注個数及び納入期限	1
4.	契約方法	1
5.	契約金額	1
6.	支払い条件	1
7.	事業期間	2
8.	事務局	2
第2	事業者の募集に関する事項	3
1.	選定の方法	3
2.	募集及び選定のスケジュール	3
3.	応募の手続き	3
4.	実施要領等に関する質問受付、質問回答の公表	3
5.	参加資格の確認及び結果通知	4
第3	参加資格に関する条件等	4
1.	参加資格要件	4
2.	その他	4
第4	一次審査及び二次審査	5
1.	一次審査（資格審査）	5
2.	一次審査提出書類の受付	5
3.	一次審査結果の通知	5
4.	二次審査（提案審査）	5
5.	二次審査提出書類の受付	6
第5	事業者の選定	7
1.	事業者の選定方法	7
2.	選定委員会の設置	7
3.	審査の内容	7
4.	審査項目	7
5.	最優秀提案者の決定	7
6.	審査結果等の公表	7
第6	提出書類・作成要領	9

1.	一次審査（資格審査）に関する提出書類.....	9
2.	応募辞退時に関する提出書類.....	9
3.	二次審査（提案審査）に関する提出書類.....	9
第7	その他.....	10
1.	留意事項.....	10
2.	情報公開及び情報提供.....	10

別添資料

- 資料1 発注仕様書
- 資料2 事業者選定基準
- 資料3 様式集
- 資料4 契約書（案）

第1 事業内容に関する事項

1. 事業名称

いすみ市新入学児童軽量ランドセル配布事業

2. 事業目的

いすみ市（以下「本市」という。）では、子育て世帯の経済的負担の軽減及び児童の健全な成長を促す子育て支援の一環として軽量ランドセル（リュックサック）を選定、購入し、新入学児童に無償で配布するものである。ついては、軽量ランドセル（リュックサック）のデザイン性、機能性、安全性等について、広く関係者の意見を求め、民間の技術・知識を積極的に採用し事業の効率化を図ることを目的とした、公募型プロポーザル方式を導入することとする。また、安定した商品供給や物品が毎年相違する恐れがあることから複数年にわたり同一の内容で事業を実施する。

3. 事業内容、発注個数及び納入期限

本事業を実施する者として選定された民間事業者（以下「事業者」という。）は、以下の事業を行う。

なお、事業内容の詳細は、別添資料「資料1 発注仕様書」に示す。概略は以下のとおり。

(1) 事業内容 新入学児童軽量ランドセル配布事業

(2) 上記(1)の事業における事業計画策定

(3) 発注個数及び納入期限

令和6年度 191個 令和7年3月7日まで

令和7年度 158個 令和8年2月27日まで

令和8年度 147個 令和9年2月26日まで

4. 契約方法

本市は、選定された事業者と随意契約により、物品購入契約を締結する予定である。

5. 契約金額

契約金額は、事業者の提案金額（税込価格をいう。）を基本に定めることとする。但し、提案金額の上限価格は税抜価格7,212,600円（令和6年度 2,766,100円、7年度 2,300,800円、8年度 2,145,700円）とし、提案はその範囲内で行うこと。

提案価格（税抜価格をいう。）が上記上限価格を超えている場合（各年度で超えている場合も含む。）は、失格となる。

6. 支払い条件

契約金額の支払いは、概ね下記のとおりとする。詳細は、本市と事業者との間で締結する契約に示す。

年度	支払い内容	支払い限度額	備考
令和6年度	部分払い	令和6年度納入物品相当額	

年度	支払い内容	支払い限度額	備考
令和7年度	部分払い	令和7年度納入物品相当額	
令和8年度	完了払い	令和8年度納入物品相当額	

7. 事業期間

契約締結：令和6年8月上旬

事業期間：契約締結の翌日から令和9年3月26日（金）まで

8. 事務局

本事業に係る事務局は、次のとおりとする。また、各種手続き、連絡先、提出先、問合せ先等は、特に指定のない限り、下記を窓口とする。

〒298-8501 千葉県いすみ市大原7400番地1

いすみ市 子育て支援課 保育班

T E L : 0470-60-1120

F A X : 0470-63-1252

E-mail : hoiku@city.isumi.lg.jp

U R L : <http://www.city.isumi.lg.jp/>

第2 事業者の募集に関する事項

1. 選定の方法

公募型プロポーザル方式により選定する。

2. 募集及び選定のスケジュール

本事業の事業者の募集及び選定に当たってのスケジュールは、下表のとおりとする。なお、当スケジュールは変更する場合がある。

	日程	内容
令和6年	6月28日(金)	公告及び実施要領等の配布開始
	7月1日(月)～7月4日(木)	実施要領等に関する質問の受付
	7月8日(月)	実施要領等に関する質問に対する回答の公表
	7月10日(水)～7月11日(木)	一次審査提出書類の受付
	7月17日(水)	一次審査結果の通知
	7月29日(月)	提案書の受付締切
	7月31日(水)	プレゼンテーション・提案内容確認
	8月2日(金)	最優秀提案者の決定
	8月上旬	契約締結
	8月中旬	審査結果等公表

3. 応募の手続き

実施要領等については、いすみ市ホームページに掲載する他、参加希望者を対象に下記の場所にて配布する。

(1) 配布期間

配布期間：令和6年6月28日(金)～7月10日(水)

※ 但し、土曜日、日曜日及び祝祭日は除く。

(2) 配布場所及び時間

配布場所：事務局

配布時間：9時～17時(12時から13時を除く。)

4. 実施要領等に関する質問受付、質問回答の公表

(1) 実施要領等に関する質問受付

実施要領等に記載の内容に関する質疑応答を、以下アからウに示す要領にて行う。

ア 受付期間

受付期間：令和6年7月1日(月)～7月4日(木) 正午必着

イ 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、「(様式1) 実施要領等に関する質問書」(Excel)に記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記申込先に提出すること。なお、メールタイトルには「【ランドセル】実施要領等に関する質問」と明記すること。

また、送付後、提出先へ電話にて受信の確認を行うこと。

ウ 提出先

提出先：事務局

(2) 実施要領等に関する質問回答の公表

実施要領等に関する質問回答は、令和6年7月8日（月）を目処に、本市のホームページにおいて公表し、個別に回答を行わないものとする。なお、質問者の事業者名は公表しないものとする。

5. 参加資格の確認及び結果通知

(1) 参加資格の確認

本実施要領「第3 1.参加資格要件」の参加資格に関する事項について、本実施要領「第4 一次審査及び二次審査」に示すとおり参加資格の確認を行い、全ての要件を満たす者が参加資格を有する者とする。

(2) 参加資格の審査結果の通知

上記(1)の確認結果は、本実施要領「第4 3.一次審査結果の通知」のとおり通知する。

第3 参加資格に関する条件等

本事業プロポーザルに応募する参加者は次に掲げる条件を全て満たしていること。

1. 参加資格要件

参加申込日時点において、次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 参加資格確認日において、いすみ市建設工事等入札参加資格者として登録があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 本公告から契約締結の日までの間にいすみ市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく参加停止等の措置を受けている期間がない者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び同条第6号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

2. その他

(1) 地場企業の活用について

参加者は、アフターサービス等に当たって、積極的に地場企業を活用することが望ましい。

第4 一次審査及び二次審査

1. 一次審査（資格審査）

応募者が備えるべき参加資格の要件（本実施要領に規定されている要件）を満たしているかどうかの確認審査をいすみ市入札参加資格審査会にて行う。1項目でも当該要件を満たしていない場合は、失格（参加資格がない）とする。

なお、応募者が1者の場合も、資格審査を行うものとする。

2. 一次審査提出書類の受付

応募者は、参加表明書を含む一次審査書類を、次の(1)から(4)に示すとおりの要領で本市に提出する。

なお、一次審査書類の作成については、本実施要領「第6 提出書類・作成要領」に従うこと。

(1) 受付期間

受付期間：令和6年7月10日（水）～7月11日（木）9時～17時（12時から13時を除く。）

※ 郵送の場合は、7月11日（木）17時必着とする。

(2) 提出書類

本実施要領「第6 提出書類・作成要領」に記載の必要書類を提出のこと。

(3) 提出方法

一次審査書類は、郵送（配達証明付）又は持参する方法により提出のこと。

郵送する場合は、表に「令和6年度 いすみ市新入学児童軽量ランドセル配布事業 一次審査提出書類在中」と朱書きすること。

指定された日時に提出を終えない場合、いかなる理由があっても、再提出はできない。

なお、令和6年7月9日（火）までに下記提出先に電話をし、一次審査書類の提出する方法及び持参日時を事前に連絡すること。

(4) 提出先

提出先：事務局

3. 一次審査結果の通知

一次審査の結果は、令和6年7月17日（水）を目処に電子メール及び「公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書」にて通知する。

4. 二次審査（提案審査）

(1) 提案価格の適格審査

提案書に記載された提案価格が、提案金額の上限価格の範囲内であることを確認する。上限価格を超える場合は、失格とする。

なお、応募者が1者の場合も、提案審査を行うものとする。

(2) 項目審査

提案価格の適格審査に合格した提案審査書類について、別添資料「資料2 事業者選定基準」に基づき審査を行い、審査結果を定量化する。

5. 二次審査提出書類の受付

公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書において資格を有する者として通知された者は、次により価格提案書を含む二次審査提出書類を提出する。なお、二次審査提出書類は、持参による方法により本市に提出する。

二次審査提出書類の作成については、本実施要領「第6 提出書類・作成要領」に従うこととする。

二次審査においては、応募者に対して、提出された製品資料の内容に関するプレゼンテーション（以下「プレゼンテーション」という。）を実施する。なお、プレゼンテーションの実施については、事前に通知する。

なお、プレゼンテーションに特別な理由がなく応じられない場合は、参加資格を取り消すものとする。

(1) 提出期間

提出期間：令和6年7月26日（金）～7月29日（月）9時～17時

(2) 提出書類

書類を提出する時は、所定の表紙と見出しを付け1冊とし、所定の部数を提出すること。様式の詳細は、別添資料「資料3 様式集」による。

(3) 提出方法

令和6年7月25日（木）までに下記提出先に電話をし、二次審査書類の提出する時間を事前に連絡すること。

(4) 提出先

提出先：事務局

第5 事業者の選定

1. 事業者の選定方法

本事業の事業者の選定にあたって、応募者のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価し選定する。なお、応募者が1者の場合も、資格審査及び提案審査を行うものとする。

2. 選定委員会の設置

本市は、事業者の選定において、公正性及び透明性を確保することを目的に、「いすみ市新入学児童軽量ランドセル配布事業選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、提出された書類の審査を行う。なお、選定委員は、以下のとおりである。

選定委員名	所属・役職等
赤羽 良明	いすみ市教育委員会教育長
石川 伸一郎	いすみ市財政課長
中村 賢俊	いすみ市小中学校長会連絡協議会会長
折戸 裕美子	いすみ市立太東保育所 保護者代表
大屋 雅彦	いすみ市子育て支援課長

3. 審査の内容

選定委員会において、別添資料「資料2 事業者選定基準」に基づき、本事業に係る製品提案書等の提出内容及びプレゼンテーションによる製品評価点と提案価格による価格評価点の合計得点（総合評価点）が最も高い提案を最優秀提案者として選定する。また、次に総合評価点の高い提案を優秀提案者として選定する。但し、選定委員による製品評価点の平均が60点未満の場合、選定の対象としない。

なお、評価点の最も高い提案が2以上ある場合、提案価格が最も低い提案を最優秀提案者として選定する。

4. 審査項目

審査項目は、別添資料「資料2 事業者選定基準」を参照すること。

5. 最優秀提案者の決定

本市は、選定委員会から最優秀提案者及び優秀提案者の選定の答申を受け、その結果に基づき、最優秀提案者及び優秀提案者を決定する。本市は、決定された最優秀提案者を事業者とし、随意契約により、物品購入契約を締結する予定である。

6. 審査結果等の公表

(1) 最優秀提案者の公表

本市が最優秀提案者を決定した場合は、全ての応募者に対して、当該応募者の合否について書面にて通知する。

(2) 参加資格の喪失等

以下のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ア 提案書の提出期日以降、最優秀提案者の決定までに、本実施要領「第3 参加資格に関する条件等」に定める参加資格を喪失した場合。
- イ 提案書の提出期日以降、最優秀提案者の決定までに、本実施要領「第5 2 選定委員会の設置」に示す選定委員に対して、本事業に関して直接、間接を問わず連絡を求めたり接触をした場合。
- ウ 提出書類に虚偽の記載をした場合。

(3) 選定の取消し

本市は、選定した事業者が、契約締結までに本実施要領「第3 参加資格に関する条件等」に定める参加資格を喪失した時は、選定を取消すことができる。但し、やむを得ない事由による場合は、本市と協議を行うこととする。

(4) 審査結果等の公表

本市は、事業者選定後に審査の経緯及び審査結果を本市のホームページを通じて公表する。公表時期は、令和6年8月中旬を予定している。

第6 提出書類・作成要領

1. 一次審査（資格審査）に関する提出書類

応募者は、（様式2）及び（様式3）について、13部を一括して提出すること。

2. 応募辞退時に関する提出書類

一次審査書類を提出した者で、応募を辞退する場合は、「（様式4）応募辞退書」を提出すること。

3. 二次審査（提案審査）に関する提出書類

(1) 一般的事項

二次審査の提出書類は、各様式の要領に従い、記載すること。

「（様式5-1）価格提案書」、「（様式5-2）価格内訳書」は、封筒に入れ厳封すること。（様式6-1）から（様式9）は1冊とし、表紙と見出しを付けて、所定の部数を提出すること。但し、正本には「（様式5-3）誓約書」を綴ることとする。

また、それぞれファイル形式に応じた電子ファイルをCD-ROMにて提出すること。

その他、下記アからキまでの各規定に従うこと。

ア 各様式の所定の欄に、本市より送付された公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書に記載された提案受付番号を記載する。

イ 正本については応募者名を付け、副本については、住所、会社名、氏名等、応募者を特定できる表記は付さない（既定のある場合を除く。）。

ウ 応募書類の変更、差替え又は再提出は一切認めない。

エ 応募書類の具体的な内容は、別添資料「資料3 様式集」を参照すること。

オ 応募書類の作成にあたっては、その主旨が十分に伝わるよう、具体的かつ簡潔な文章表現とすること。また、必要に応じて、文章表現を補うために、着色や図表等を採用しても構わない。

カ 応募書類で使用する本文の文字の大きさは、原則として10ポイント以上とすること。

キ 応募書類については、再生紙を使用して作成すること。ファイルについては、再利用に不向きな素材としないこと。

(2) 価格提案書

提案価格は、本実施要領「第1 5.契約金額」を踏まえた金額の総額（消費税及び地方消費税を除く。）とすること。

(3) 製品提案書

書類に表紙（様式6-1）と見出しを付けて1冊にまとめ、A4縦長左綴じで「正本（製本1部）」及び「副本バインダー綴じ10部」を提出する。また、二次審査（提案審査）に関する提出書類のうち、製品提案書（様式6-2）～（様式9）の電子媒体（CD-ROM）を2枚提出する。

なお、バインダーは2穴式とし、簡易でかさばらないもの（取り外しが可能なもの）を使用すること。

第7 その他

1. 留意事項

(1) 実施要領の承諾

応募者は、価格提案書及び製品提案書等の提出をもって、実施要領（本募集要領の他に、別添資料「資料1 発注仕様書」「資料2 事業者選定基準」「資料3 様式集」「資料4 契約書（案）」を含む。）の記載内容を承諾したものとする。

(2) 費用負担

応募に関する必要な費用は、応募者の負担とする。

(3) 提出書類の取扱い・著作権

ア 著作権

提案書類の著作権は、それぞれの作成者に帰属する。なお、提出書類は返却しない。

イ 提案書の情報公開請求

提出書類に係る内容は、「いすみ市情報公開条例」第7条に基づき、非公開の対象とする。

ウ 市の使用・公表

本事業において、公表が必要な場合、その他本市が必要と認める時には、本市は、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、提案内容を公表する場合には、事前に当該事業者の承諾を得るものとする。

(4) 本市からの提示資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

(7) 使用言語及び単位、時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

2. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報の公開及び情報の提供は、本市のホームページを通じて行う。

本実施要領に定めることその他、プロポーザル実施に当たって必要な事項が生じた場合においては、本市のホームページを通じて情報提供を行う他、参加表明書受付以降については、応募者に個別に通知する。

以上